

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

# 奈良県公報

## 目次

ページ

○生活保護法に基づく介護機関の指定	一	○道路の区域変更及び供用開始	六
○右同	二	○土地区画整理組合の事業計画の変更認可	七
○結核指定医療機関の指定	三	○土地区画整理組合の定款の変更認可	八
○結核指定医療機関の指定辞退	三	○道路の指定	八
○奈良県青少年の健全育成に関する条例に基づく青少年に有害な図書類の指定	三	○身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定	八
○土地改良区の役員の就退任届	四	○知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定	八
○県営土地改良事業変更計画書の写しの縦覧	四	○特定非営利活動法人の設立の認証の申請	九
○県営土地改良事業の換地計画書の写しの縦覧	四	○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請	九
○土地改良事業の工事完了届	四	○職業訓練指導員試験の実施	九
○右同	四	○開発行為に関する工事の完了	一〇
○右同	五	○右同	一二
○右同	五	○右同	一二
○右同	五	○特定調達契約に係る一般競争入札の実施	一三
○右同	六		
○右同	六		

## 告示

奈良県告示第百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

平成十六年五月二十一日

奈良県知事 柿本善也

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	種類	指定年月日
有限会社ハル	北葛城郡上牧町片岡台 一―八―四	訪問看護ステーション等又は居宅介護事業者若しくは居宅介護支援事業所	北葛城郡上牧町片岡台 一―八―四	居宅サービスの種類	平成十六年五月一日
有限会社ハル	北葛城郡上牧町片岡台 一―八―四	訪問看護ステーション等又は居宅介護事業者若しくは居宅介護支援事業所	北葛城郡上牧町片岡台 一―八―四	居宅サービスの種類	平成十六年五月一日

- 右同 一四
- 特定調達契約に係る落札者等の公示 一六

## 教育長公告

- 平成十七年度奈良県・奈良市公立学校教員採用候補者選考試験実施 一七
- 奈良県内水面漁場管理委員会規程の一部改正 一九

## 監査委員公告

- 監査結果公告 一九

## 内水面漁場管理委員会告示

有限会社楽	生駒郡平群町菊美台二 一五二一	松下電工エ イジフリー ン大和郡山	大和郡山市 北郡山町一 二九一	福祉用具貸与	平成十六年 四月十九日
有限会社オ tal Life Sol ution	吉野郡黒滝 村大字中戸 四一三二	和訪問介護 事業所	吉野郡黒滝 村大字中戸 四一三二	訪問介護	平成十六年 五月一日
有限会社て るてる	北葛城郡王 寺町太子一 一五一	介護センタ ーてるてる	北葛城郡王 寺町太子三 一九〇一 五八	訪問介護	平成十六年 五月一日
有限会社や まゆり	吉野郡黒滝 村大字御吉 野八三	訪問介護や まゆり	吉野郡黒滝 村大字御吉 野八三	訪問介護	平成十六年 五月一日
社会福祉法 人御所市社 会福祉協議 会	御所市七六 〇一三	社会福祉法 人御所市社 会福祉協議 会	御所市七六 〇一三	居宅介護支 援事業	平成十六年 四月十九日
社会福祉法 人御所市社 会福祉協議 会	御所市七六 〇一三	社会福祉法 人御所市社 会福祉協議 会	御所市七六 〇一三	訪問介護	平成十六年 四月一日

奈良県告示第百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、

社会福祉法 人仁南会	御所市柏原 一五九四一	さうす国見	御所市柏原 一三二〇	訪問入浴介護、 通所介護、短期 入所生活介護、 介護老人福祉施 設	平成十六年 五月一日
社会福祉法 人仁南会	御所市柏原 一五九四一	つぶら・す じゃく	御所市柏原 七二一一	痴呆対応型共同 生活介護	平成十六年 五月一日
社会福祉法 人一會	五條市二見 五一三一六 四	社会福祉法 人一會介護 老人保健施 設ローズ	五條市二見 五一三一六 四	通所リハビリテ ーション、短期 入所療養介護、 介護老人保健施 設	平成十六年 四月一日
イチエ有限 会社	五條市住川 町一二六四	イチエ	五條市須恵 一一一一 一四	訪問介護	平成十六年 五月一日
特定非営利 活動法人な ら人権情報 センター	磯城郡田原 本町鍵三〇 一一一	在宅介護セ ンター菜の 花	磯城郡田原 本町鍵三〇 一一一	居宅介護支 援事業	平成十六年 五月一日
			川一〇七		

次のとおり介護機関の指定をした。

平成十六年五月二十一日

奈良県知事 柿本善也

介護機関の名称又は氏名	介護機関の所在地又は住所	施設又は居宅サービスの種類	指定年月日
サン薬局八木店	橿原市内膳町四一六一三七	居宅療養管理指導	平成十六年三月二十九日
医療法人和光会天理駅前歯科診療所	天理市川原城町八四一	居宅療養管理指導	平成十六年四月一日
医療法人山村クリニック	橿原市内膳町五一二四〇一九 OJビル二階	訪問看護、訪問リハビリテーション及び居宅療養管理指導	平成十六年五月一日

奈良県告示第百十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、結核指定医療機関として次のとおり指定した。

平成十六年五月二十一日

奈良県知事 柿本善也

名称	所在地	指定年月日
医療法人かめだ整形外科	大和郡山市小泉町東一丁目七番四	平成十六年四月二十六日

奈良県告示第百十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の結核指定医療機関は、その指定を辞退した。

平成十六年五月二十一日

奈良県知事 柿本善也

名称	所在地	辞退年月日
かめだ整形外科	大和郡山市小泉町字高月四〇八	平成十六年四月三十日

奈良県告示第百十七号

奈良県青少年の健全育成に関する条例（昭和五十一年十二月奈良県条例第十三号）第二十一条第一項の規定により、青少年に有害な図書類として次のものを指定する。

平成十六年五月二十一日

奈良県知事 柿本善也

指定番号	図書類の種類	図書類の名称	発行年月日	発行所等	指定理由
一	雑誌	エルティーン Special VOL. 61	平成十六年六月十日	株式会社近代映画社	青少年の性的感情を刺激し、青少年の粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な育

成を阻害する  
おそれがある。

奈良県告示第百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、興留土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成十六年五月二十一日

奈良県知事 柿 本 善 也

- 一 退任役員の役名、氏名及び住所  
監事 福村 信二 生駒郡斑鳩町五百井一丁目三―三三
- 二 就任役員の役名、氏名及び住所  
監事 木下 一夫 生駒郡斑鳩町興留四丁目七―一九

奈良県告示第百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき興留土地改良事業（興留ほ場整備事業・安倍地区）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、当該土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十六年五月二十一日

奈良県知事 柿 本 善 也

- 一 縦覧期間  
平成十六年五月二十四日から同年六月十四日まで
- 二 縦覧場所  
桜井市役所

奈良県告示第百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、興留土地改良事業（興留農地開発事業西和二期地区第一換地工区（第三団地））の換地

計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、当該換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十六年五月二十一日

奈良県知事 柿 本 善 也

- 一 縦覧期間  
平成十六年五月二十四日から同年六月十四日まで
- 二 縦覧場所  
平群町役場

奈良県告示第百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり橿原市営土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成十六年五月二十一日

奈良県知事 柿 本 善 也

届 出 者	事業 名	事業同意年月日	地区名	事業年度	完了年月日
橿原市長 安曾田 豊	水と農地活用 促進事業（用 排水路整備）	平成十六年二月 十八日	新堂地 区	平成十五 年度	平成十六年 三月三十日

奈良県告示第百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり香芝市営土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成十六年五月二十一日

奈良県知事 柿 本 善 也

届 出 者	事業 名	事業同意年月日	地区名	事業年度	完了年月日

香芝市長 先山 昭夫	水と農地活用 促進事業（た め池整備）	平成十五年十一 月二十六日	古池地 区	平成十五 年度	平成十六年 三月三十日
---------------	---------------------------	------------------	----------	------------	----------------

奈良県告示第百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり川西町営土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成十六年五月二十一日

奈良県知事 柿 本 善 也

届出者 川西町長 上田 直朗	事業名 水と農地活用 促進事業（農 道整備）	事業同意年月日 平成十六年二月 十八日	地区名 中村地 区	事業年度 平成十五 年度	完了年月日 平成十六年 三月三十一 日
----------------------	---------------------------------	---------------------------	-----------------	--------------------	------------------------------

奈良県告示第百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり田原本町営土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成十六年五月二十一日

奈良県知事 柿 本 善 也

届出者 田原本町長 森 晃一	事業名 水と農地活用 促進事業（用 排水路整備）	事業同意年月日 平成十四年八月 七日	地区名 秦楽寺 地区	事業年度 平成十四 年度から 平成十五 年度まで	完了年月日 平成十五年 十二月十一 日
----------------------	-----------------------------------	--------------------------	------------------	--------------------------------------	------------------------------

田原本町長 森 晃一	水と農地活用 促進事業（頭 首工整備）	平成十五年十月 三十日	阿部田 地区	平成十五 年度	平成十六年 二月二十日
---------------	---------------------------	----------------	-----------	------------	----------------

奈良県告示第百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり田原本町営土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成十六年五月二十一日

奈良県知事 柿 本 善 也

届出者 田原本町長 森 晃一	事業名 基盤整備促進 事業	事業同意年月日 平成十四年四月 二十四日	地区名 多地区	事業年度 平成十四 年度から 平成十五 年度まで	完了年月日 平成十六年 三月三十一 日
----------------------	---------------------	----------------------------	------------	--------------------------------------	------------------------------

奈良県告示第百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり明日香村営土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成十六年五月二十一日

奈良県知事 柿 本 善 也

届出者 明日香村長 関 義清	事業名 基盤整備促進 事業	事業同意年月日 平成十一年八月 十二日	地区名 八釣・ 東山地	事業年度 平成十一 年度から	完了年月日 平成十六年 三月十五日
----------------------	---------------------	---------------------------	-------------------	----------------------	-------------------------

区	平成十五年度まで
---	----------

奈良県告示第百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり当麻町営土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成十六年五月二十一日

奈良県知事 柿本善也

届出者	事業名	事業同意年月日	地区名	事業年度	完了年月日
当麻町長 安川 義雄	水と農地活用 促進事業（農道整備）	平成十五年十月二十二日	当麻地 区	平成十五年	平成十六年 二月二十五日
当麻町長 安川 義雄	水と農地活用 促進事業（農道整備）	平成十五年十月二十二日	竹内地 区	平成十五年	平成十六年 二月二十五日
当麻町長 安川 義雄	水と農地活用 促進事業（農道整備）	平成十五年十月二十二日	加守地 区	平成十五年	平成十六年 二月二十五日
当麻町長 安川 義雄	水と農地活用 促進事業（農道整備）	平成十五年十月二十二日	大畑地 区	平成十五年	平成十六年 三月五日

奈良県告示第百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり上牧町営土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成十六年五月二十一日

奈良県知事 柿本善也

届出者	事業名	事業同意年月日	地区名	事業年度	完了年月日
上牧町長 杉田 重雄	水と農地活用 促進事業（用排水路整備）	平成十四年十一月二十七日	五軒屋 地区	平成十四年度から 平成十五年度まで	平成十六年 三月三十一日

奈良県告示第百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり広陵町営土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成十六年五月二十一日

奈良県知事 柿本善也

届出者	事業名	事業同意年月日	地区名	事業年度	完了年月日
広陵町長 平岡 仁	水と農地活用 促進事業（農道整備）	平成十六年一月二十一日	南郷地 区	平成十五年度	平成十六年 三月三十一日

奈良県告示第百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に



平成三年十二月十三日  
変更認可の年月日  
平成十六年五月十二日

奈良県告示第百三十二号

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第十条及び土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の定款の変更を認可した。

平成十六年五月二十一日

奈良県知事 柿本善也

一 土地区画整理組合の名称  
勢野北部土地区画整理組合

二 事務所の所在地

生駒郡三郷町勢野北一丁目六番三三号

三 施行地区

生駒郡三郷町大字勢野、勢野西三丁目、勢野西四丁目、勢野西五丁目、勢野東二丁目、勢野東三丁目及び信貴ヶ丘四丁目の各一部

四 事業施行期間

平成三年十二月十三日から平成二十年三月三十一日まで

五 設立認可の年月日

平成三年十二月十三日

六 変更認可の年月日

平成十六年五月十四日

奈良県告示第百三十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号）第四十二条第一項第四号の規定による道路を次のとおり指定した。

平成十六年五月二十一日

奈良県知事 柿本善也

一 道路の種類

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）による道路  
二 路線名  
大和都市計画道路事業三・三・一号 中和幹線（桜井東工区）

三 道路の指定区域

桜井市大字金屋一〇四番一〇、一〇五番一、一〇五番一、一〇六番一、一〇六番一、一〇六番七、一〇六番一〇及び一〇六番一一から桜井市大字金屋一八番一四、一八番一五、一九番五及び一九番六まで

四 道路の幅員

三〇・四五メートルから四八・五五メートルまで

五 道路の延長

四五二・二〇メートル

六 指定年月日 平成十六年四月二十二日

公 告

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十六年五月二十一日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名	事務所の所在地	称	事業所の名	地	居宅支援の種類	指定年月日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六一〇一	株式会社コムスン	株式会社コムセンタ	橿原市城殿町二五四一六 ハヤシビル二階	居宅介護	平成十六年五月十六日

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、

指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十六年五月二十一日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	居宅支援の種類	指定年月日
株式会社エース	奈良市高天市町二二一	ヘルパーステーション 太陽十津川	吉野郡十津川村出谷六五二	居宅介護	平成十六年五月十六日
社会福祉法人川西町社会福祉協議会	磯城郡川西町吐田九四	秋桜	磯城郡川西町吐田九四	デイサービス	平成十六年五月十六日

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十六年五月二十一日

奈良県知事 柿本善也

一 申請のあった年月日

平成十六年四月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人エバーグリーン

三 代表者の氏名

川村 眞吾郎

四 主たる事務所の所在地

奈良市三条町六〇六番地の九九  
五 定款に記載された目的

この法人は奈良県民に対し美化緑化整備等の事業を行い、奈良県域の自然環境と住環境を保全し安全で人権を尊ぶまちづくりを推進、以て社会の秩序と安寧を保ち、あらまほしき世を招来せしめんことを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、変更後の定款は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。  
平成十六年五月二十一日

奈良県知事 柿本善也

一 申請のあった年月日

平成十六年四月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ハッピードリーム

三 代表者の氏名

藤崎 隆明

四 主たる事務所の所在地

北葛城郡王寺町久度四丁目七番三五号

五 定款に記載された目的

この法人は、「幼児及び学童」に対し、「健康な体」に関する事業を行い、スポーツの振興及びこどもの健全育成に寄与すること並びに、「高齢者」に対し、「痴呆対応型共同生活介護」の事業を行い、高齢者福祉に寄与することを目的とする。

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」といいます。）第三十条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施します。

平成十六年五月二十一日

奈良県知事 柿本善也

一 実施する免許職種

1 学科試験（指導方法及び関連学科）を行う職種

和裁科

2 学科試験のうち指導方法のみについて行う職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」といいます。）別表第十一に掲げる職種（和裁科を除きます。）

二 試験科目

1 和裁科

(一) 指導方法

職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規

(二) 関連学科

(1) 系基礎学科

裁縫知識、縫製法及び安全衛生

(2) 専攻学科

和裁法及び被服学

2 省令別表第十一に掲げる職種（和裁科を除きます。）

指導方法

職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規

三 試験期日

平成十六年九月十二日（日）午後一時二十分から

四 試験場所

奈良県技能検定場（磯城郡三宅町石見）

五 受験申請書の受付期間及び提出先

1 受付期間

平成十六年七月十六日（金）から同月三十日（金）まで

ただし、郵送による場合は、同月三十日までの消印のあるものに限り有効とします。

2 提出先

奈良県商工労働部雇用労政課

六 提出書類

1 受験申請書

2 写真（申請前六月以内に撮影した正面脱帽上半身像の写真で、大きさは縦四センチメートル、横三センチメートルとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものと）

チメートル、横三センチメートルとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものと）

3 受験資格を証する書類

4 学科試験の一部の免除を受けようとする場合は、そのことを証する書類

5 受験票の送付用及び合否結果通知用の封筒二通（あて先を記入し、八十円切手をはり付けたもの）

七 受験手数料

三千円

受験手数料の額に相当する奈良県収入証紙を受験申請書にはることにより納付してください。なお、奈良県収入証紙は消印しないでください。

八 受験票

受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付するとともに、必要な事項を通知します。

九 合格発表等

平成十六年九月三十日（木）に、合格者の受験番号を県庁前の掲示場に掲示します。また、合否の結果について本人あて通知します。

十 その他

受験申請書の用紙は、奈良県商工労働部雇用労政課で交付します。

なお、申請書の用紙の郵送を希望するときは、封筒の表面に「職業訓練指導員試験受験申請用紙請求」と朱書し、返信用封筒（あて先を記入し、九十円切手をはり付けたもの）を同封してください。

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十六年五月二十一日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十五年十一月十九日第七二一八一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年五月十二日第六〇一八号  
公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年五月十二日第三八四五号

三 開発区域に含まれる地域

桜井市大字慈恩寺八三七番地ノ一、八三九番地ノ一の各一部及び八三九番地ノ三  
開発許可を受けた者の住所及び氏名  
桜井市大字外山一八六番地ノ一

四 桜井市大字外山一八六番地ノ一

代表取締役 渋谷 守  
公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字慈恩寺八三七番地ノ一、八三九番地ノ一及び八三九番地ノ三の各一部

下水道 桜井市大字慈恩寺八三七番地ノ一、八三九番地ノ一及び八三九番地ノ三の各一部

一 許可番号

平成十六年三月十日第七二一一五二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年五月十三日第六〇二三号  
公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年五月十三日第三八四七号

三 開発区域に含まれる地域

北葛城郡広陵町大字疋相二一番地ノ一  
開発許可を受けた者の住所及び氏名  
香芝市瓦口二一八〇番地

株式会社共栄住宅販売 代表取締役 本儀 純  
公共施設の種類、位置及び区域

道路 北葛城郡広陵町大字疋相二一番地ノ一の一部  
下水道 北葛城郡広陵町大字疋相二一番地ノ一の一部

許可番号  
平成十六年三月二十二日第七二一一五四号

検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年五月十二日第六〇二〇号  
開発区域に含まれる地域

三 開発区域に含まれる地域

天理市萱生町四七一番地ノ三及び四七一番地ノ五  
開発許可を受けた者の住所及び氏名  
桜井市出雲一一六八番地

四 桜井市出雲一一六八番地

宮崎美紀  
磯城郡川西町結崎六二五番地ノ五二  
福本忠勝

一 許可番号

平成十六年三月二十二日第七二一一五五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年五月十二日第六〇二二号  
開発区域に含まれる地域

天理市萱生町四七一番地ノ七  
開発許可を受けた者の住所及び氏名  
磯城郡田原本町薬王寺一八三番地 シルエラII二〇一号  
藤森敏充

許可番号  
平成十六年三月二十二日第七二一一五六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年五月十二日第六〇二三号  
開発区域に含まれる地域

天理市萱生町四七一番地ノ八、四七一番地ノ一及び四七一番地ノ二  
開発許可を受けた者の住所及び氏名  
兵庫県西宮市甲東園一丁目五番三四一八〇八号  
菅生康清

天理市西名柄町三二一番地 エクレール天理A一〇一号  
荒巻広志

桜井市外山二〇一番地ノ一  
渋谷 守

一 許可番号

平成十六年四月五日第七二一六八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年五月十二日第六〇一九号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年五月十二日第三八四六号

三 開発区域に含まれる地域

磯城郡田原本町大字八尾六六二番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

磯城郡田原本町大字八尾八一一番地ノ二

金星義司

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 磯城郡田原本町大字八尾六六二番地ノ一の一部

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

平成十六年五月二十一日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十五年十月十日郡土第二四一三〇号

平成十六年二月十九日郡土第二四一三〇一号

平成十六年四月十三日郡土第二四一三〇一二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年四月三十日第三七八号

三 開発区域に含まれる地域

生駒市俵口町二四二番地ノ七の一部、二四二番地ノ八の一部、二六三番地ノ一部、二六四番地ノ一の一部及び二六四番地ノ二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府四條畷市上田原六一三番地

医療法人和幸会 理事長 栗岡博良

一 許可番号

平成十六年二月二十四日郡土第二四一五二二号

平成十六年四月二十七日郡土第二四一五二二一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年五月十二日第三七九号

三 開発区域に含まれる地域

大和郡山市箕山町箕山七八番地ノ一、七八番地ノ二、七八番地ノ三、七八番地ノ四及び七八番地ノ五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市六条町一一三番地四

株式会社オークホーム 代表取締役 古川暁美

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

平成十六年五月二十一日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十六年三月三十一日高土第一五一二五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年四月二十八日高土第六〇七号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市今泉一一七六番地ノ二、一一七七番地ノ二及び一一七七番地ノ三

なお、これらの土地の仮換地は次のとおりです。

大和都市計画事業旭ヶ丘特定土地区画整理事業一二四街区九一二及び九一三画地

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府高槻市芝生町三丁目二番一号  
竹原芳昭

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

なお、この公告による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受けるものです。

平成16年5月21日

奈良県知事 柿 本 善 也

第1 競争入札に付する調達の内容

- 1 入札物件  
手術顕微鏡システムの購入
- 2 入札物件の数量及び特質  
奈良県立五條病院手術顕微鏡システム 一式
- 3 納入期限  
平成16年8月31日（火）
- 4 納入場所  
五條市野原西5丁目2番59号 奈良県立五條病院5階中央手術室
- 5 入札方法

入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

- 次に掲げる(1)から(5)までに該当する者が、この入札に参加することができます。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
  - (3) 奈良県における競争入札参加有資格者で、営業種目E1の医療機器で登録してい

る者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、第3の4に示す場所に入札参加資格審査の申請を行ってください。

- (4) この公告に示した調達物品又はこれと同等の物品に係る製造実績又は納入実績があることを証明できる者であること。

- (5) この公告に示した調達物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明できる者であって、かつ、当該購入等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明できる者であること。

第3 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒637-8511 五條市野原西5丁目2番59号

奈良県立五條病院総務課管財係

電話番号（代表）07472-2-1112（内線605）

- 2 入札説明会の日時及び場所

平成16年6月1日（火）午後2時

奈良県立五條病院2階会議室

- 3 入札の日時及び場所

平成16年6月30日（水）午後2時

奈良県立五條病院2階会議室

- 4 入札参加資格審査の申請

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県出納局総務課国費用度グループ（県庁主棟1階）

電話番号（代表）0742-22-1101（内線4718）

- 5 郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「奈良県立五條病院手術顕微鏡システムの購入に係る入札書」と朱書して、入札日の前日までに到着するようにしてください。

第4 その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨

<p>日本語及び日本国通貨とします。</p> <p>2 入札保証金 免除します。</p> <p>3 契約保証金 契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書の規定（県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者等）に該当する場合は、免除します。</p> <p>4 入札者に要求される事項</p> <p>(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、第2の(4)及び(5)に関し、調達物品適合規格承認申請をするとともに、調達物品又はこれと同等の物品に係る製造実績又は納入実績証明書及び調達物品を確実に納入し得ることを証明する書類等を所定の日時までに提出しなければなりません。</p> <p>なお、入札参加者は、入札日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。</p> <p>(2) この提出資料に基づき第2の(4)及び(5)の規定に該当すると認められる者を落札対象者とします。</p> <p>(3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。</p> <p>(4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。</p> <p>5 入札の無効 この公告に示した競争参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。</p> <p>6 契約書作成の要否 要しません。</p> <p>7 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。</p> <p>8 調達手続の停止等</p>	<p>この調達に係る苦情申立てに係る処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。</p> <p>9 手続における交渉の有無 有（入札説明書で示す調達物品適合規格承認申請の手続が必要です。）</p> <p>10 その他 詳細は、入札説明書によります。</p> <p>第5 Summary</p> <p>1 Nature and quantity : Purchase of one set of Surgical Microscopes, Nara Prefectural Gojo Hospital</p> <p>2 Time Limit of Tender (by hand) : June 30, 2004 2:00 p.m.</p> <p>3 Time Limit of Tender (by mail) : June 29, 2004</p> <p>4 Contact point for the Notice : The Property Custody Section, General Affairs Division, Nara Prefectural Gojo Hospital 5-2-59 Noharanishi, Gojo City, Nara Pref. 637-8511, JAPAN TEL 07472-2-1112 (extension 605)</p> <hr/> <p>物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。 なお、この公告による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受けるものです。</p> <p>平成16年5月21日</p> <p style="text-align: right;">奈良県知事 柿 本 善 也</p> <p>第1 競争入札に付する調達の内容</p> <p>1 入札物件 奈良県営競輪場で使用する電気 予定使用電力量 1, 538, 290キロワット時</p> <p>2 入札物件の数量及び特質 入札説明書によります。</p> <p>3 調達期間 平成16年10月1日から平成17年9月30日まで</p> <p>4 調達場所</p>
---	--

奈良市秋篠町98

奈良県営競輪場

5 入札方法

入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たすものが、この入札に参加することができます。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
- 3 会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づき更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- 4 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 5 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- 6 奈良県物品購入等に係る競争入札参加資格のうち、営業種目J2のガス類その他（電力の供給）に関する登録をしているものであること。なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。

〒630-8501

奈良市登大路町30番地

奈良県出納局総務課国費用度グループ（県庁主棟1階）

電話番号（代表）0742-22-1101（内線4718）

- 7 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により一般電気事業の許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定による届出をした者であること。

第3 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称、所在地等

〒631-0811

奈良市秋篠町98

奈良県営競輪場庶務課

第4 入札手続等

1 入札説明書の交付期間及び交付場所等

- (1) 交付期間 平成16年5月21日（金）から6月10日（木）まで（土曜日及び日曜日を除きます。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除きます。）。ただし、6月10日においては午後4時までとします。

- (2) 場所 第3に同じ。

- (3) 費用 無償

2 競争入札参加資格の確認

この物件の入札に参加しようとする者は、知事が定める競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり知事に提出し、競争入札の参加資格があることの確認を受けなければなりません。なお、期限までに申請書等を提出しない者、又は競争入札の参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができません。

- (1) 提出期間 平成16年6月9日（水）及び同月10日（木）の午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除きます。）
- (2) 提出場所 第3に同じ。
- (3) 提出部数 各1部
- (4) 提出方法 持参に限ります。

採 取 要 領

平成16年5月21日 金曜日

<p>(5) 作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とします。</p> <p>3 入札説明会の開催及び仕様書の閲覧          第4の2の手続により競争入札の参加資格の確認を受けた者に対し、入札説明会を開催します。なお、その際仕様書を閲覧していただきます。</p> <p>(1) 日時 平成16年6月16日(水) 午前10時          (2) 場所 奈良市秋篠町98 奈良県営競輪場東棟2階会議室</p> <p>4 入札の日時及び場所          (1) 日時 平成16年7月2日(金) 午前10時          (2) 場所 奈良市秋篠町98 奈良県営競輪場東棟2階会議室</p> <p>5 郵便による入札          入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便としてください。また、入札書は二重封筒とし、表封筒に「平成16年7月2日開札奈良県営競輪場で使用する電気の調達に係る入札書在中」と朱書するとともに、中封筒に入札書のみを入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、奈良県営競輪場庶務課長あての親展として平成16年7月1日(木)までに第3に定める場所へ到着するようにしてください。</p> <p>第5 その他</p> <p>1 契約の手続において使用する言語及び通貨          日本語及び日本国通貨とします。</p> <p>2 入札保証金及び契約保証金          奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)に定めるところによります。</p> <p>3 入札者に要求される事項          (1) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。          (2) 代理人をもって入札する場合は、委任状を入札前に提出してください。          (3) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。</p> <p>4 入札の無効          第2に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確</p>	<p>認資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札説明書交付時に配布する国際競争入札心得に示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。</p> <p>5 契約書作成の要否          要しませぬ。</p> <p>6 落札者の決定方法          予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。</p> <p>7 調達手続の停止等          この調達に関する苦情の処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。</p> <p>8 手続における交渉の有無          無</p> <p>9 その他          詳細は、入札説明書によります。</p> <p>第6 Summary</p> <p>1 Subject of Procurement : Electricity about 1,538,290kWh to use at Nara Prefectural Bicycle Race Track</p> <p>2 Time Limit of Tender (by hand) : 10:00 a.m. on July 2, 2004</p> <p>3 Time Limit of Tender (by mail) : July 1, 2004</p> <p>4 For further information, please contact : General Affairs Section, Nara Prefectural Bicycle Race Track, 98 Akishino-cho, Nara City, 631-0811 Nara Pref. JAPAN          Phone : 0742-45-4481</p> <hr/> <p>物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。          平成16年5月21日</p> <p>1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量          粉末活性炭 (WET 50%)          奈良県知事 柿 本 善 也</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地</p>
--	---

- 奈良県水道局総務課  
奈良市大森町57-12
- 3 落札者を決定した日 平成16年5月10日
  - 4 落札者の氏名及び住所  
川北化学株式会社  
大和高田市奥田68-4
  - 5 落札金額 162,750円/トン
  - 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札による。
  - 7 競争入札の公告を行った日 平成16年3月26日

教育長公告

教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第十三条の規定に基づく平成十七年度  
奈良県・奈良市公立学校教員採用候補者選考試験を次のように実施します。  
平成十六年五月二十一日

奈良県教育委員会

教育長 矢和多 忠 一

一 募集人員

種 別	教 科 (科 目)	募 集 人 員
小 学 校		九十人程度
中 学 校	数学、理科、保健体育、外国語(英語)	二十五人程度
高 等 校	数学、理科(化学、生物)、工業(電気(情報系を含む))	六人程度
学 校 市 立	数学、理科(生物)	二人程度

二 一般選考

1 試験を実施する種別、教科(科目)

種 別	教 科 (科 目)
盲・ろう・養護学校	五人程度
小 学 校	
中 学 校	数学、理科、保健体育、外国語(英語)
高 等 校	数学、理科(化学、生物)、工業(電気(情報系を含む))
学 校 市 立	数学、理科(生物)
盲・ろう・養護学校	

2 応募資格

次の各号に掲げる要件に該当する者であること。

- (1) 学校教育法第九条の各号及び地方公務員法第十六条の各号のいずれにも該当しない者。
- (2) 教育職員免許法に規定する各相当の教諭普通免許状を所有する者又は平成十七年三月末日までに取得できる見込みの者。
- (3) 昭和四十年四月二日以降に生まれた者又は昭和三十五年四月二日以降に生まれた者で過去に三年以上教諭として勤務したことのある者。ただし、教諭経験年数には平成十六年六月一日現在における本県の公立学校講師(非常勤講師を除く。 )の経験年数を含めます。
- (4) 奈良県公立学校教員に応募する場合は、県内どこにでも勤務できる者。

三 身体障害者を対象とした選考

1 試験を実施する種別、教科(科目)

一般選考と同じです。

2 応募資格

次の各号に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 一般選考の応募資格(1)～(4)のすべてに該当する者。

(2) 自力により通勤ができ、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能な者。

(3) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が一級から六級までの者。

四 社会人特別選考

1 試験を実施する種別、教科(科目)

種 別	教 科 (科 目)
高 等 学 校	工業(電気(情報系を含む))

2 応募資格

公立学校以外の事業所等において現に職を有する社会人であり、かつ、次の各号に掲げる要件に該当する者であること。

(1) 学校教育法第九条の各号及び地方公務員法第十六条の各号のいずれにも該当しない者

(2) 昭和三十年四月二日以降に生まれた者。

(3) 受験種別・教科の教諭普通免許状の有無は問いません。ただし、相当の教諭普通免許状を所有しない場合は、次の条件ア及びイに該当する者であること。

ア 学士の学位を有する者又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めたる者。

イ 担当する教科に関する専門的な知識・経験及び技能を有し、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者

なお、この場合、合格後に特別免許状申請の手続きが必要です。

五 試験の日時及び場所

1 第一次試験

(1) 日 時 平成十六年七月二十五日(日)から七月二十七日(火)まで

午前八時二十分から

(2) 場 所 県立奈良高等学校、県立郡山高等学校及び県立平城高等学校の予定

2 第二次試験

日 時 平成十六年九月十一日(土)及び九月十二日(日)

午前八時二十分から

六 受験手続等

1 願書の交付

平成十六年五月十八日(火)から奈良県教育委員会事務局教職員課及び奈良市教育委員会事務局教育総務部学務課において交付します。郵送で願書を請求する場合は、百四十円切手を貼った返信用封筒(角二)を同封の上、五月二十八日(金)までに申し込んでください。

2 出願の留意事項

本年度について、高等学校の数学、理科(生物)を受験する者は、奈良県と奈良市を併願できます。第一希望・第二希望の別を受験票・願書に記入してください。

3 願書の提出期間及び提出先

提出期間	受付時間	提出先
平成十六年六月三日(木) ～ 平成十六年六月十日(木)	月～金 九時～十六時	〒六三〇一八五〇二 奈良市登大路町三〇番地 奈良県教育委員会事務局 教職員課

(注) 郵送による出願(必ず書留便としてください。)は、六月七日(月)までの消印のあるものに限り受け付けます。

七 受験票の交付

出願者に対する受験票の送付は六月末に行います。

八 合格者の発表

1 第一次試験の結果は平成十六年八月下旬、第二次試験の結果は平成十六年十月上旬(予定)に、それぞれ本人宛に通知します。

2 第二次試験の不合格者については、希望により平成十七年度奈良県公立学校講師任用候補者として登録します。

九 その他  
この試験についての問い合わせは、奈良市登大路町三〇番地 奈良県教育委員会事務局教職員課（電話〇七四二二二二一〇一 内線五二三八）におぶつて受け付けます。

**監査委員公告**

監 査 結 果 公 告

監 第 11 号  
平成16年 5月21日

奈良県監査委員 大 倉 潔 男  
奈良県監査委員 中 嶋 實 男  
奈良県監査委員 浅 川 清 仁  
奈良県監査委員 飯 田 正

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき下記のとおり公表します。

記

競輪場	平成16年4月12日執行
建築課	平成16年4月12日執行
業務課	平成16年4月12日執行
交通政策課	平成16年4月15日執行
教職員課	平成16年4月15日執行
文化会館	平成16年4月15日執行
美術館	平成16年4月15日執行
中和福祉事務所	平成16年4月20日執行
流域下水道センター	平成16年4月20日執行
秘書課	平成16年4月23日執行

総合調整部  
高等技術専門学校  
大和川水系ダム建設事務所  
県立大学

平成16年4月23日執行  
平成16年4月27日執行  
平成16年4月27日執行  
平成16年4月27日執行

上記の機関における財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

**内水面漁場管理委員会告示**

奈良県内水面漁場管理委員会告示第一号  
奈良県内水面漁場管理委員会規程の一部を次のように改正した。  
平成十六年五月二十一日

奈良県内水面漁場管理委員会会長 御勢 久右衛門  
第十四条中「農業経営課」を「農業水産振興課」に改める。

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇  
電話 〇七四二―三二―一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九―一八  
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。